

## よくある質問 (Q&A)

### ア. 本給付金全体

<b>Q 給付金の支給対象になるか確認したいです。どうすれば確認出来ますか？</b>
給付金支給対象の方には8月中旬に「調整給付金のお知らせ」を送付致します。詳しくは奄美市給付金室へお問い合わせください。
<b>Q 給付金はどの自治体から支給されるのですか？</b>
調整給付を実施するのは、令和6年度の個人住民税を課税している自治体(原則、令和6年1月1日時点で住民登録されている自治体)です。必ずしも現在の住民票上の自治体とは限りません。個人住民税が課税された後、住民登録を異動しても給付する自治体は変わりません。
<b>Q 調整給付は課税または差押え対象となるのか？</b>
課税対象となりません。また給付金に対する差押は禁止されております。
<b>Q 令和6年分の所得税額の確定などにより、給付額が不足していることが判明した場合はどうなりますか？</b>
所得税は令和6年分推計所得税にて所得税額控除不足分を計算しているため、実額算定でないことも踏まえ、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後、調整給付に不足が生じる場合には、令和7年に追加で不足分の給付を行う予定です。
<b>Q 給付対象者が死亡した場合の取り扱いはどうなりますか？</b>
支給対象者が、 (1) 給付申請を行うことなく、亡くなった場合 ⇒ 調整給付は支給されません。 (2) 給付申請を行った後に亡くなった場合 ⇒ 支給対象者に対し給付が行われ、相続人の方が代わりに受給することが出来ます。
<b>Q 条例により令和6年度個人住民税が減免された場合、住民税の定額減税及び調整給付の対象となりますか？</b>
定額減税は、減免前の個人住民税に適用されます。減免適用に関係なく、定額減税の適用があり、定額減税しきれない額がある場合は、調整給付の対象となります。
<b>Q 現在国外に居住していますが、調整給付の対象となりえますか？</b>
令和6年1月1日時点で国内に居住していない場合、令和6年度分の個人住民税の課税対象外となることから、給付対象外となりますが、令和6年1月2日以降に国外転出した場合で調整給付の要件を満たしていれば、給付対象となります。
<b>Q 手続きは、窓口でもできますか？</b>
振込口座変更・現金受取り・辞退の手続きはオンライン申請にて受付しており、窓口申請は受け付けておりません。オンライン申請が困難な方については、確認書を送付致しますので奄美市給付金室へお問い合わせください。
<b>Q 調整給付の書類(確認書)を紛失した場合、再発行は可能なのか？</b>
確認書を紛失した場合は再発行出来ます。その際は奄美市給付金室にご連絡ください。
<b>Q オンライン申請とは何ですか？</b>
給付金手続きでは、振込口座変更等の場合、オンラインによる返信が可能です。市が送付する「調整給付金のお知らせ」に、オンライン申請用番号とQRコードが付いています。QRコードをスマートフォン等で読み取り、専用サイトで必要事項を入力することで手続きが完了します。なお、パソコンからの申請は出来ません。
<b>Q 住宅ローンやふるさと納税などの税額控除を受ける納税者については調整給付はどう影響を受けますか？</b>
定額減税は、住宅ローン控除、ふるさと納税などによる寄付金控除を行った後の個人住民税や所得税に対して行われます。その上で定額減税しきれない額があった場合、調整給付を実施します。
<b>Q 令和6年中に子どもが生まれる予定ですが、給付金算定の扶養親族となりえますか？</b>
扶養親族となりえます。所得税と個人住民税では扶養親族の取り扱いが以下のように異なります。 ・所得税について 年末調整または確定申告書により、生まれた子の分の定額減税を受けることが出来ます。これにより所得税から引ききれない金額が出た際には令和7年中に追加給付の対象となります。 ・個人住民税について 定額減税及び調整給付金は、令和6年中に生まれた子は対象となりません。
<b>Q 令和6年中に扶養親族が亡くなりましたが、給付金を算定する扶養親族となりえますか？</b>
扶養親族となりえます。扶養親族は令和5年12月31日時点のものを適用とします。よって前出のQの回答同様、所得税については扶養親族となりますが、個人住民税については扶養親族の対象となりません。
<b>Q 子どもが海外に留学していますが、給付金を算定するうえで扶養親族の対象となりえますか？</b>
子どもが海外に居住する場合には、生活費の送金等を行う扶養控除の対象であっても、定額減税及び調整給付金を算定するうえでの扶養親族の対象とはなりません。